

# 回 覧

令和 8 年 5 月 8 日

市民の皆様へ

更生保護法人新潟県保護観察協会  
佐渡地区事務局  
佐渡地区保護司会長 北見 巖

令和 8 年度「愛の協力運動」(新潟県保護観察協会)へのご協力(協力金)のお願い

毎年 7 月を強調月間として全国一斉に行われております、法務省主唱の“社会を明るくする運動”は、地域住民の理解と協力により、犯罪や非行を防止し、罪を犯した人や非行をした少年の更生を助け、犯罪のない明るい地域社会をつくろうと実施されるもので、本年度 76 回を迎えます。

ここ佐渡市でも推進委員長(市長 渡辺竜五)を中心に、市内各所でこの運動が展開されますが、更生保護法人新潟県保護観察協会では、本運動に合わせて「愛の協力運動」(新潟県保護観察協会)へのご協力をお願いしております。

皆さまに納めていただいた協力金は、“社会を明るくする運動”をはじめとした犯罪予防活動や罪を犯した人たちの立ち直りを援助する活動を行っている保護司会、更生保護施設や民間ボランティア団体を援助するなどして犯罪、非行のない地域づくりに活用させていただいております。

協力金を納めていただくことは、強制ではなく任意となっておりますが、趣旨にご賛同いただき、本年もこれまでどおりのご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 募集期間  | 令和 8 年 5 月 8 日(金) ～ 令和 8 年 5 月 29 日(金)   |
| (2) 協 力 金 | 1 世帯 100 円を目安にお願いいたします。<br>※あくまで任意のお願いであり、強制するものではありません。   |
| (3) 募集方法  | 配布された封筒によりお願いいたします。集落長(事務嘱託員)様から取りまとめていただき、 <u>令和 8 年 5 月 29 日(金)までに</u> 、新穂市民センターにお届けいただくことになっています。<br>また、個人で直接新穂市民センターまでお届けいただける方も令和 8 年 5 月 29 日(金)までにお願いいたします。 |
| (4) 問い合わせ | 佐渡地区保護司会 電話:57-4567  |

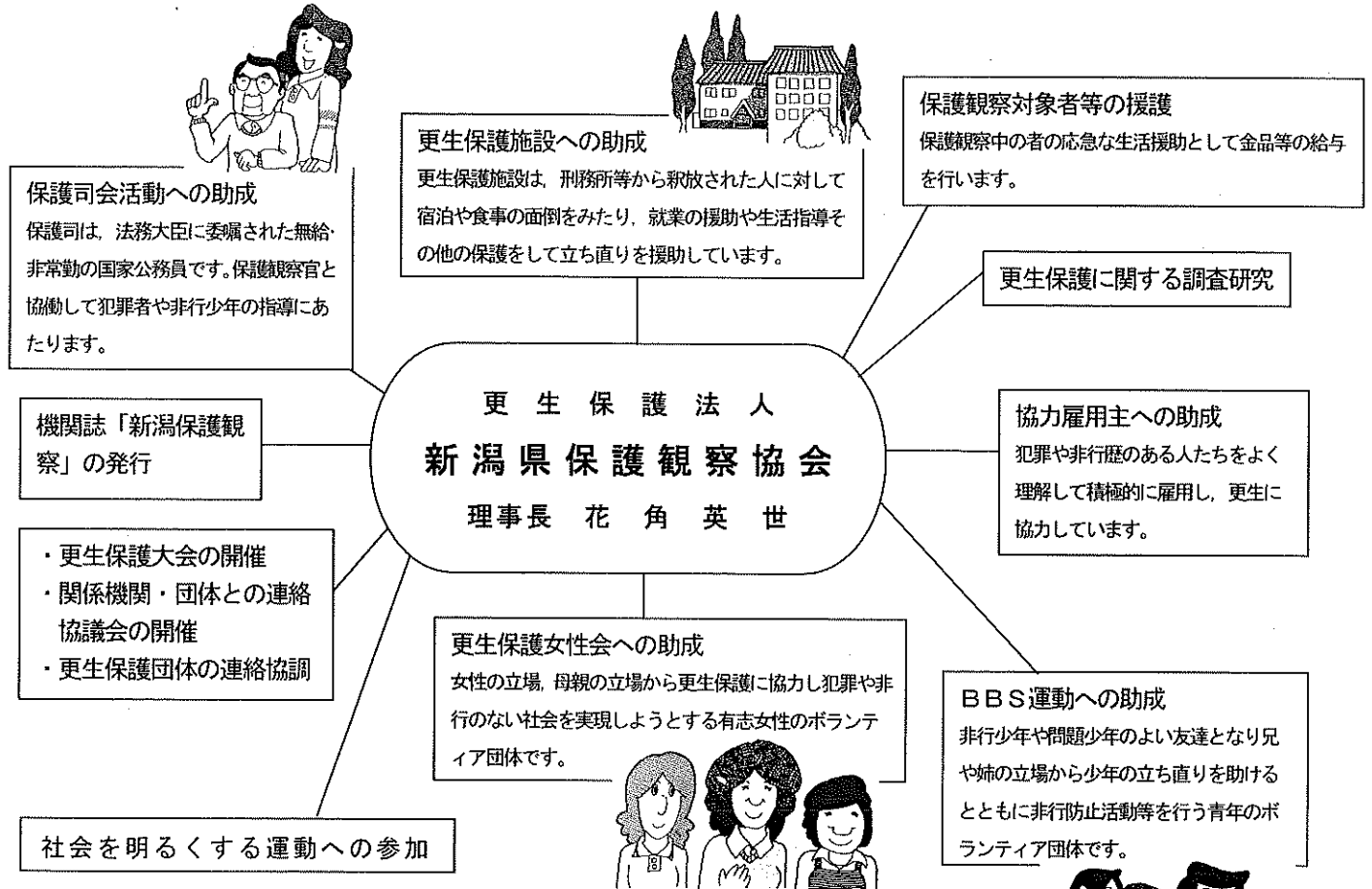
裏面もご覧下さい。

# 新潟県保護観察協会の事業のあらまし

## ◇更生保護とは

犯罪や非行から社会を守り、安心して暮らせる社会を築くためには、単に取り締まりを強化したり、罪を犯した人達を罰するだけでは十分ではありません。犯罪や非行を繰り返さないよう立ち直りを図ったり、犯罪を未然に防ぐ働きかけが必要となります。更生保護とは、このように犯罪や非行に陥った人達の立ち直りを援助したり、犯罪予防のための様々な活動を行うことを言います。

更生保護法人新潟県保護観察協会は、昭和34年3月法務大臣の認可を得て設立された法人で新潟県内の更生保護に従事・協力する保護司、更生保護女性会、BBS会等の民間ボランティアや更生保護施設に活動資金の助成などし、更生保護事業の充実と発展を助け、犯罪や非行のない明るい社会の実現に寄与することを目的としています。主な事業として、次のようなものがあります。



社会を明るくする運動とは、犯罪予防活動のひとつとして毎年法務省が主唱して行われる運動です。すべての国民が罪を犯したり非行に陥った少年の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする運動で、毎年7月を強調月間として全国各地で様々な運動が展開されます。

“社会を明るくする運動”

【犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ】

“社会を明るくする運動”の行事

